

ダイワMRF・野村MRF累積投資約款

1. (約款の趣旨)

この約款は、お客様と丸三証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間の、大和アセットマネジメント株式会社の発行するダイワMRF（マネー・リザーブ・ファンド）受益権（以下「ダイワMRF」といいます。）、又は、野村アセットマネジメント株式会社の発行する野村MRF（マネー・リザーブ・ファンド）受益権（以下「野村MRF」といいます。）の累積投資に関する取決めです。当社は、この約款に従ってダイワMRF累積投資契約、又は、野村MRF累積投資契約（以下「契約」といいます。）をお客様と締結いたします。

2. (契約の申込み)

- (1) 契約のお申込みは、お客様が所定の申込書に必要事項を記載のうえ、署名、捺印し、これを当社の本・支店（以下「扱店」といいます。）に提出することによって契約を申し込むものといたします。ただし、既に他の累積投資コース（財形貯蓄・ミリオンを除く）において上記方法により申込みが行われ契約が締結されているときは、第一回目の払込金の払込みをもって契約の申込みが行われたものとして取り扱うものとします。
- (2) 契約が締結されたときは、当社はただちにダイワMRF累積投資口座、又は、野村MRF累積投資口座を設けます。また、取引印鑑届により当社に届出されている印影をもって、当社への届出印とします。

3. (取得の申込み及び金銭の払込み)

- (1) お客様は、ダイワMRF、又は、野村MRFの取得にあてるため、1回の払込みにつき1円以上の金銭（以下「払込金」といいます。）を当社に払い込み、取得の申込みを行うことができます。
- (2) お客様が有価証券、その他当社において取り扱う証券、証書、権利又は商品の果実、償還金、売却代金、解約代金又は懸賞金のうち、当社において支払われるものについて、特にお客様からのお申出がない限り、その支払いがあったときに取得の申込みがあったものとします。
- (3) お客様が有価証券等の買付代金等の支払いのために入金を行った場合、入金日から当該買付代金の受渡日が2営業日以上ある時は、特にお客様からのお申出がない限り、総合取引約款 第3章 証券総合口座サービス自動運用買付・換金取引に基づき、ダイワMRF、又は、野村MRFの取得を行います。

4. (取得時期・価額及び方法)

- (1) 当社は、お客様から取得の申込みがあった日の正午以前に払込金の受入れを当社が確認できたものについては当日に、正午を過ぎて払込金の受入れを当社が確認できたものについては申込日の翌営業日に、ダイワMRF、又は、野村MRFをお客様に代わって取得します。ただし、払込金を申込日の正午以前に受け入れようとする場合において、申込日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回っているときは、取得の申込みに応じないものとします。なお、上記の「払込金の受入れを当社が確認できたもの」とは、取扱店内で確認されたものに限りです。
- (2) 前項の取得価額は、取得日の前日の基準価額といたします。
- (3) 申込日の正午を過ぎて払込金を受け入れた場合において、申込日の翌営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回ったときは、前項(1)及び(2)の規定にかかわらず、申込日の翌営業日以降、最初に、取得にかかる基準価額（営業日の前日の基準価額）が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）に復した計算日の基準価額により、当該計算日の翌日に、ダイワMRF、又は、野村MRFをお客様に代わって取得します。
- (4) 取得されたダイワMRF、又は、野村MRFの所有権ならびにその元本、又は果実に対する請求権は、当該取得日からお客様に帰属するものといたします。

5. (管理)

- (1) この契約によって取得されたダイワMRF、又は、野村MRFは、投資信託受益権振替決済口座管理約款に従い管理するものとします。
- (2) 当社は、この契約により管理しているダイワMRF、又は、野村MRFの保管料を頂くことがあります。

6. (果実の再投資)

- (1) 5.の管理にかかるダイワMRF、又は、野村MRFの果実は、前月の最終営業日（その翌日以降に取得した場合は、当該取得日から当月の最終営業日の前日までの分を、当月の最終営業日にお客様に代わって当社が受領のうえ、当該お客様の口座に繰入れ、その全額をもって当月最終営業日の前日の基準価額でダイワMRF、又は、野村MRFをお客様に代わって取得します。
- (2) 当月の最終営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回ったときは、前項(1)の規定にかかわらず、最終営業日以降、最初に、取得にかかる基準価額（営業日の前日の基準価額）が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）に復した計算日の基準価額により当該計算日の翌日に、ダイワMRF、又は、野村MRFをお客様に代わって取得します。

7. (返還)

- (1) 当社は、お客様からダイワMRFの返還の請求を正午以前に受け入れ申込日の受取りをお申出されたときは当日を、正午を過ぎて受け入れたときは正午以前に受け入れ翌営業日の受取りをお申出されたときは翌営業日をお支払日（以下「受渡日」といいます。）として換金の上、その代金をお支払いすることにより返還いたします。野村MRFの返還の請求をお申出されたときは翌営業日を受渡日として換金の上、その代金をお支払いすることにより返還いたします。
- (2) 前項の換金価額は、受渡日の前日の基準価額といたします。
- (3) (1)の換金にかかるダイワMRF、又は、野村MRFについての、取得日（前月以前の取得分については前月の最終営業日）から受渡日の前日までの決算分の果実は、この契約を解除される場合を除き、換金代金とともにお支払いいたしません。
- (4) 当社は、換金代金のお支払いにあたっては、お客様より所定の手続きによりお申出いただき、届出印の押印された所定の受領書を引換えに、その代金をお支払いいたします。

8. (キャッシング) [即日引出]

(1) お客様は、自己の所有するダイワ MRF、又は野村 MRF の返還を当社に請求することができます。この場合、当該返還請求に基づき当社が引き渡すべき金銭相当額について、ダイワ MRF は当日正午を過ぎて返還の請求を行う日の当日に、又は、野村 MRF は返還の請求を行う日の当日に、受取りを希望する場合は、次の方法（以下「キャッシング」といいます。）によります。

①キャッシングの申込みがあった場合、当社は、ダイワ MRF、又は、野村 MRF の残高に基づき計算した返還可能金額、又は 500 万円のうち、いずれか少ない金額を限度として、ダイワ MRF、又は、野村 MRF を担保に、金銭を貸し出すことができます。ただし、お客様の取引状況等により、貸出しをしない場合もあります。

なお、返還可能金額は、次の計算式により算出します。返還可能金額＝解約口数×基準価額

②前号のキャッシング申込日に、当社は、当該請求日の前日までの計算に基づき、前号のキャッシングの貸出しによる金額に相応するダイワ MRF、又は、野村 MRF について、当該貸出しの担保としてその受益権に質権を設定すると同時に、前条の換金手続きを行います。

③前号の換金手続きに基づく金銭の受渡日には、この金銭をもって自動的に貸出し残高全額の返済にあてます。当該金銭とは別に、第 1 号のキャッシング申込日から当該受渡日の前日までの果実から源泉税相当額を差引いた金額に相当する金額は、次の計算式により算出し、当該受渡日の属する月の最終営業日に貸出し金利として当社がもらいうけます。

(解約される受益権に係るキャッシングの申込みがあった日の翌営業日の前日までの分配金－前日までの分配金) (A)－源泉税相当額
{ (A) × (所得税率+住民税率) }

(なお、当該貸出し金利に相当する果実の明細はお客様にお知らせしないことがあります。)

④当社は、第 2 号の換金を行う際の基準価額が、当初設定時の 1 口の元本価額 (1 口=1 円) を下回ったときは、第 2 号の換金手続きに基づく金銭と第 1 号のキャッシングの貸出しによる金銭及びその利息との差額を、お客様に請求できるものとします。

(2) 前項の申込みは、所定の手続きによってこれを行うものとし、当社は届出印の押印された所定の受領書と引換えに、その代金をお支払いいたします。

9. (解約)

(1) この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものといたします。

①お客様から解約の申出があったとき

②当社がダイワ MRF、又は、野村 MRF の累積投資業務を営むことができなくなったとき

③ダイワ MRF、又は、野村 MRF が償還されたとき

(2) この契約が解約されたときは、当社は遅滞無く 7. に準じてお客様にダイワ MRF、又は、野村 MRF の返還及びその果実の支払いを行います。

10. (申込事項等の変更)

(1) 改名、転居並びに届出印の変更など申込事項に変更があったときには、お客様は所定の用紙によって遅滞無く当社に届出いただきま

す。

(2) 前項の届出があったときには、当社はお客様より、戸籍抄本・印鑑証明書、その他必要と認める書類等を提出していただくことがあり

11. (その他)

(1) 当社は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子、その他のいかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。

(2) 当社は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。

①届出印の押印された所定の受領書と引換えに、この契約に基づくダイワ MRF、又は、野村 MRF の返還及びその果実の支払いを行った場合。

②所定の手続きにより返還の申出がなかったため、又は印影が届出印と相違するために、この契約に基づくダイワ MRF、又は、野村 MRF の返還及びその果実の支払いを行わなかった場合。

③天災・地変・その他の不可抗力により、この契約に基づくダイワ MRF、又は、野村 MRF の取得又は返還、もしくはその果実の支払いが遅滞した場合。

(3) この約款は、法令の変更もしくは監督官庁の指示又は命令、もしくはその他の事情により、その必要を生じたときには改定されること

があります。